

○暴走族等対策要綱の制定について(通達)

(平成 16 年 1 月 23 日岡指第 33 号／岡少第 10 号／岡地第 23 号／
岡暴対第 6 号／岡情第 11 号警察本部長例規)

(概要)

この通達は、暴走族、暴走族に準ずる者及び暴走指向者の実態把握に関し必要な事項を定めたものである。

主な通達項目の概要は、

- 1 暴走族等の範囲
- 2 暴走族等対策責任者の指定
- 3 暴走族等の実態把握及び関連情報の収集
- 4 補導及び解体の強化

等である。